

令和7年5月教育委員会定例会議 議事録

開会日時 令和7年5月8日(木) 午後2時30分

閉会日時 令和7年5月8日(木) 午後2時50分

場 所 岡崎市役所福祉会館2階201号室

出席者 教育長 安藤 直哉

教育委員 上原 三十三 小森 保生 田口 千代 千野 智子

説明のため出席した職員

浅岡教育部長 宇都木教育監 加藤教育部次長兼施設課長 鈴木教育政策課長

山元学校指導課長 神谷教育相談センター所長 柴田社会教育課長

酒井学校給食センター所長 渋谷教育政策課副課長

議事録指定職員

早川教育政策課総務政策係係長 猪飼教育政策課主査

日程

日程第1 その他

- (1) 令和6年度岡崎市一般会計継続費繰越計算書について
- (2) 令和6年度岡崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- (3) 公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況について

日程第2 第8号議案

議会の議決を経るべき議案に関する意見について

(議題等及び議事の要旨)

安藤教育長

議事に入る前に、教育委員会会議規則の規定により、日程第2、第8号議案「議会の議決を経るべき議案に関する意見について」は、教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、秘密会として審議することを発議し賛成委員の挙手を求める。

挙手(全員)

安藤教育長

秘密会として審議することを決定

■日程第1 その他

(1) 令和6年度岡崎市一般会計継続費繰越計算書について

教育政策課長	議案書等により「令和6年度岡崎市一般会計継続費繰越計算書について」を説明
安藤教育長	質疑を許可
田口委員	校舎整備事業と校舎改修事業についてどのような違いがあるのか。
施設課長	矢作中学校における校舎整備事業と校舎改修事業における違いは、バリアフリーのためエレベーターを設置する事業の事業名を校舎整備事業とし、屋根、外壁や室内の改修といった大規模改修事業を校舎改修事業としている。
田口委員	整備は新たに、改修は既存のものということか。
施設課長	ここでの使い分けはお見込みのとおりとなる。
小森委員	エレベーターの設置について、全中学校に進められていくのか。それとも使用を必要とする児童生徒がいる学校への対応なのか。
施設課長	市内を東西南北と中央の5ブロックに分けて各ブロックの小中学校1校ずつ対応していく。現在5校が整備済みであり、本件により3校を整備していく。
小森委員	それを必要としている児童生徒がいる学校が選ばれているのか。
施設課長	当該校に必要としている児童生徒がいるわけではなく、市内を5ブロックに分けて、エレベーターを必要とする児童生徒が当該校に通ってもらうための整備となる。
小森委員	本来の通学区域の学校ではなく、整備済みの学校に通ってもらい、距離的に遠くならないようにするため、5ブロックに分けているということか。
安藤教育長	エレベーターを必要とする児童生徒が入学した場合、即座にエレベーターを設置することは現実的に難しい。仮に整備を始めたとしてもエレベーターを使用するまでには相応の期間を要してしまう。ブロック化することにより整備済み校へ通えば、学校生活の始めからエレベーターを使用することが可能となる。
施設課長	大規模改修の場合はエレベーターを設置するのか。 大規模改修は老朽化したものを改修することが目的となるため、エレベーターの設置はしない。

(2) 令和6年度岡崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について

教育政策課長	議案書等により「令和6年度岡崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を説明
--------	--

安藤教育長 質疑を許可
上原委員 保全事業の具体的内容は。
施設課長 屋根、外壁や給水設備などを、計画的な改修工事を行い、建物を長く使えるようにするための事業となる。

(3) 公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況について

学校給食センター所長 議案書等により「公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況について」を説明
安藤教育長 質疑を許可
田口委員 増額した金額を食数で割ると3円から4円ほど値上がっているのか。
学校給食センター所長 令和5年度から6年度にかけては委員のお見込みのとおりである。
田口委員 その金額は給食費に反映されるのか。
学校給食センター所長 令和6年度については、物価高騰の対策として、増額分に公費を投入している。
田口委員 食育推進事業に対する費用は経常費用の事業費となるのか。
学校給食センター所長 事業費となる。

■日程第2 第8号議案

議会の議決を経るべき議案に関する意見について
(秘密会)

岡崎市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月27日

教育委員会教育長 安藤 直哉

教育長職務代理者 上原 三十三